

里山整備支援事業補助金等取扱要領

令和元年7月1日決定

(目的)

第1条 この要領は、「経済観光局農政関係所管補助金等の交付に関する要綱」(以下「要綱」という。)別表1「里山整備支援事業」について、必要な事項を定めるものとする。

(事業計画書)

第2条 補助金の交付を受けようとする団体は、次条に規定する補助金の交付の申請の前に、次に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 事業計画書(様式第1号)
- (2) 事業計画説明書(要綱第4条別表2様式第2号の2)
- (3) 経費内訳書(要綱第4条別表2様式第2号の3)
- (4) 収支予算書(要綱第4条別表2様式第3号)
- (5) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の書類を受理したときは、事業採択の適否について、事業計画書の提出のあった団体に通知する。

(交付の申請)

第3条 前条第2項により事業採択の通知を受け、補助金の交付を受けようとする団体が、「神戸市補助金等の交付に関する規則(平成27年3月2日神戸市長決定 規則第38号)」(以下「補助金規則」という。)第5条第1項に基づき交付の申請をするときは、前条第1項に定める書類の他、次に掲げる書類を市長が定める期日までに提出しなければならない。

- (1) 補助金交付申請書(要綱第4条別表2様式第1号)
- (2) 森林所有者との協定書(第7条)
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 事業対象者が補助金の交付を申請できる事業は年間1事業に限る。

3 1事業に対する補助金の交付の申請は3箇年(初めて補助金の交付の申請を行った年度から2年を経過する日が属する年度まで)を限度として可能とする。ただし、補助額の合計は要綱で定める補助額上限を超えないものとする。

4 事業計画書に事前着手する旨が記載され、かつその内容に適合する当該年度に行った事業に要した経費については、交付決定前であっても、補助の対象とすることができる。

5 本補助金の交付を受けた団体が、当該事業地において3箇年以上（補助事業等に着手した日から2年を経過する日が属する年度の末日以降まで）適切に活動を継続したことが確認できた場合、新たな事業地について補助金の交付の申請を行うことができる。

（交付の時期等）

第4条 補助金規則第18条第2項により支払可能な概算払の限度額は、補助金交付決定額の2/3以内とする。

（事業対象者）

第5条 要綱に定める事業対象者は、以下の条件をすべて満たす団体とする。

(1) 森林整備等の活動を自発的に実施する里づくり協議会、自治会等地域住民団体、森林ボランティア団体等。

(2) 森林所有者との協定により、3箇年以上（補助事業等に着手する日から2年を経過する日が属する年度の末日以降まで）の森林を整備する権利を取得していること。

(3) 規約等により適正な運営が行われることが確実であると認められること。

（対象事業地）

第6条 現地における実測、または縮尺の明らかな図面を用いて算定された森林の面積を対象事業地の面積とする。

2 対象事業地が市街化区域内の場合、事業完了後5箇年以上（補助事業等を完了した日から4年を経過する日が属する年度の末日以降まで）は森林等として適切に管理することとし、開発行為等が行われた場合は、補助金規則第19条第1項に基づき、補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがある。

（協定）

第7条 本補助金の交付を受けようとする団体は、3箇年以上（補助事業等に着手する日から2年を経過する日が属する年度の末日以降まで）活動を継続するものとし、事業が円滑に実施できるよう、森林所有者との間で協定を締

結するものとする。

- 2 対象事業地が市街化区域内の場合、前項の協定期間は締結日から5箇年以上（補助事業等に着手する日から4年を経過する日が属する年度の末日以降まで）とし、森林所有者が協定期間中に開発行為等を行わない旨の記載をすること。

（事業計画書審査会）

第8条 第2条第2項の事業採択の適否については、事業計画書審査会（以下「審査会」という。）に諮り決定する。

- 2 審査会は、農政事業全般の見地から広く意見を求めて、里山整備支援事業に関する事業計画書の採択の適否を決定することを目的とする。

- 3 審査会は、次の者をもって構成する。

- (1) 経済観光局担当課長（農政企画担当）
- (2) 経済観光局担当課長（農林土木担当）
- (3) 経済観光局農水産課長
- (4) 経済観光局西農業振興センター所長
- (5) 経済観光局北農業振興センター所長

- 4 審査会は、以下の方法をもって行う。

- (1) 審査会においては、事業内容が補助金規則及び要綱を遵守し、里山整備の推進に寄与し得るか否かの視点から、審査を行う。
- (2) 年度当初に提出された事業計画書に対しては、審査会を開催する。
- (3) 年度当初に提出された事業計画書において年度予算に達しない場合等、年度途中に追加提出があった事業計画書に対しては、持ち回り審査を行うことができる。
- (4) 事業計画書に対しては、以下により審査する。

- ① 審査会委員は、審査会において別表の評価票に従って採点し、審査会委員全員の合計点数を持って、事業計画書の順位を決定する。
- ② 審査会委員の採点する評価票において、審査会委員1人以上の評価点数が40点未満の場合は採択をしない。
- ③ ただし、予算が超過しない場合に限り、①、②によらず、事業趣旨に適合しているかなどの視点から、点数評価を行わずに内容を審査し適否を決定することができる。

④ ③による審査において、審査会委員 1人以上が「否」とした場合は、採択をしない。

(5) 審査会に先立ち森林整備に関する専門家の意見を聴取し、その意見を添えて審査会に諮ることができる。

(実績報告書の提出)

第 9 条 本補助金の交付を受けた団体が、補助金規則第 15 条第 1 項に基づき実績報告書を提出しようとするときは、次に掲げる書類を当該補助事業等の完了後 20 日を経過する日又は 2 月 15 日のいずれか早い日までに、市長に提出しなければならない。

(1) 実績報告書（要綱第 4 条別表 2 様式第 6 号）

(2) その他市長が必要と認める書類

(管理状況報告)

第 10 条 本補助金の交付を受けた団体は、初めて補助金の交付を受けた年度の翌年度から 2 年間、森林整備の状況や本事業で導入した機材等の管理状況について、管理状況等報告書（様式第 2 号）を各年度末までに提出しなければならない。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和元年 7 月 1 日から施行する。
- 2 この要領は、令和 2 年 2 月 28 日から施行する。
- 3 この要領は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 4 この要領は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
- 5 この要領は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

(様式第1号 補助事業計画書)

地区名	
住所	
団体名	
代表者名	

年 度

補 助 事 業 計 画 書

作成上の留意点

里づくり協議会以外の団体は、必要に応じて団体の概要が分かる資料（規約、構成員名簿等）を添付すること。

管理状況等報告書

第 号
年 月 日

神戸市長 宛

(報告者)

住所

団体名

氏名

下記の事業について、森林整備の状況や本事業で導入した資機材の管理状況について下記のとおり報告します。

記

事業名	里山整備支援事業		
初めて補助金の交付を受けた年度	年度		
今回報告	年度 (〇年目)		
森林整備の状況 (活動状況)			
資機材 管理状況	資機材名	保管場所	状況

※ 森林の状況や団体の活動状況、資機材等の管理状況の分かる写真を添付のこと